交渉対象組合員（非常勤講師）に対する賃金支払いに関する項目

現在、東大阪労働基準監督署から呼び出しを受けており、当該未払いの件については、労働基準監督署への説明の中で明らかにしていく。

出勤簿に関する項目

現在、非常勤講師に示している労働条件明示書において、業務内容は、「教科の授業（付随する準備や評価を含む）」としているところ。

賃金台帳に関する項目

非常勤講師の労働時間については、授業割振表で確認できており、労働条件明示書により、勤務時間に関する考え方も示しているところ。